

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…

告示

○建築基準法による意見の聴取……（都市整備局市街地建築部調整課）…

○建築基準法による一団地の区域……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○東京都環境影響評価条例による見解書……（環境局総務部環境政策課）…

告示（公）

○平成十二年東京都公安委員会告示第二百四十八号（性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例第二条第三項の規定に基づく指定区域）の一部改正……（同）…

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（産業労働局商工部地域産業振興課）…
○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……（同）…

規則

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五十二号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和六十年東京都規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中 「年 月 日 女」を「年 月 日」に改める。

別記第二号様式中 「年 月 日 女」を「年 月 日 男」に改める。
別記第三号様式中 「年 月 日 女」を「年 月 日 男」に改める。

別記第五号様式中 「甲」を削る。
別記第六号様式中 「甲」を「乙」に改める。

別記第六号様式中 「甲」を「乙」に改める。
別記第六号様式中 「甲」を「乙」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則別記第一号様式から第三号様式まで、第五号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第六百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十二項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和三年四月二十二日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇七会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区神楽坂一丁目三番地
所氏名 学校法人東京理科大学
建築敷地 葛飾区新宿六丁目三千六百二番地ほか
地域地区 工業地域、防火地域及び新宿六丁目地区地区計画
区計画
工事種別 大学
既存建築物の概要 申請の概要
増築

及び用途 大学
敷地面積 約四一、〇七〇平方メートル
増減なし

建築面積 約一五、二〇八平方メートル
約三、五一九平方メートル

延べ面積 約八〇、六八八平方メートル
約三八、二九八平方メートル

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリー
ト造一部鉄骨造ほか
地上十一階地下二階

高さ 四四・九五メートル
四四・九三メートル
ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

●東京都告示第六百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区下馬二丁目一番二、五十五番十三、同番三十三、二百五十九番二から同番四まで、同番二十九から同番三十二まで、同番三十四、同番三十五、同番三十七、同番五十三から同番五十八まで、同番八十五、同番九十から同番九十八まで、同番百三、同番百十七、同番百六十六から同番百七十五まで、同番二百から同番二百三まで、同番二百五、同番二

百六及び太子堂一丁目二番七
二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百四十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、北清掃工場建替事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明
千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類
北清掃工場建替事業

三 対象事業の内容の概略
廃棄物処理施設の設置

本事業は、北区志茂一丁目に位置する既存の北清掃工場の建替えを行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が三件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、

騒音・振動、土壤汚染、地盤・水循環、日影、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年四月十四日から同年五月六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 北区生活環境部環境課
- 北区王子一丁目十二番四号 TICC王子ビル二階
- イ 足立区環境部生活環境保全課
- 足立区中央本町一丁目十七番一号 南館十一階
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
- 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
- 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表のとおりである。

表 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	3
事業段階関係区長の意見	2
合計	5

都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書及びこれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。都民の意見書は、内容を集約した上で項目別に分類し、個人情報が特定されない範囲で、原文のまま記載した。

大気汚染

都民の意見	事業者の見解
(1) ①～⑥の予測地点に加え、旧赤羽中学校付近と神谷3丁目相木神社付近の2点を加えて、その評価結果を新たに提示して載せたいと思います。私たちは志茂1丁目に居住していますので、私たち自身の居住地の情報を教えて載せたいと思います。	地表面において煙突排出ガスによる影響が最大となる地点（予測最大着地濃度地点）は、北清掃工場の南西約1.0kmの地点と予測しています。北清掃工場から約500m～700mの位置にある旧赤羽中学校及び神谷3丁目相木神社における影響濃度は予測地点②～⑤と同等であると予測されることから、予測地点の選定は適切であると考えます。なお、志茂1丁目付近における影響濃度については、評価書案p.145に記載しています。
(2) 予測評価の前提条件として、提示資料のシミュレーションは有風時のものと理解しましたが、条件の悪い無風状態での評価結果を再提示して載せたいと思います。	大気拡散計算の予測条件として用いた気象データは、評価書案資料編p.77に記載した通り、無風時（風速0.4m/s以下）を含んでいます。
(3) 説明会時資料P.25には最大予測濃度と記載されていますが、私が図書館で資料編を閲覧したところ、短期予測での最大濃度は上層逆転層発生時の場合となり、本編表8.1-64の予測濃度は、提示数値のおよそ倍以上の数値となっています。二酸化窒素に至っては、本編表8.1-64の短期予測では0.0699ppmと環境基準0.06ppm以下を上回っています。	二酸化窒素の環境基準には1時間値の基準がないため、短期平均値（1時間値）と環境基準を比較することはできません。評価書案p.161及びp.170に示したとおり、二酸化窒素の短期平均値の評価の指標は短期曝露指標値の0.1ppmであり、評価の指標を下回っています。
出現頻度が1.3%といつても年換算では約5日間となり、決して見過ごせない予測濃度です。このため、「環境基準等を下回る」という説明は矛盾しており、適切な説明がなされたとは言えませんので、実害としての影響について、詳細な説明を再度行って載せ	清掃一組では、法基準値と同等又は下回る有害物質の排出濃度を設定し遵守するとともに、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガスの汚染物質排出量を極力抑えるよう努めます。

6-1 住民の意見書と事業者の見解

住民の意見	事業者の見解
<p>たいと思います。</p> <p>(4) 近隣住民が最も懸念している環境影響要因である「施設の解体工事」と、環境影響評価項目「一般粉じん（大気汚染）」について全く触れられていないのは問題である。施工計画の記載内容に「粉じんの飛散防止」「粉じん対策」という文言が何度も出てきており、調査計画書に対し北区长からも「近隣には戸建住宅等が所在することから、一般粉じんにについて工事施行中の調査及び予測・評価項目に含めることを検討すべき」との意見が提出されている。大気汚染に係る予測評価項目に「一般粉じん」を加え、最優先で予測評価すべきである。</p> <p>(5) 外筒解体時の粉塵、ダイオキシン類の飛散を防ぐためには、切断部の部分養生がとてども大切であると考えられますが、その具体的な手法が「・・・等」という曖昧な表記となっていて、確約されていません。飛散防止に対して信頼できる養生及び施工方法であることを改めて住民に説明し、協議・合意形成の上で、その具体的な養生・施工方法を解体工事の特記仕様書、若しくは建設工事に解体工事が含まれる場合はその工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して載せたいと思います。</p> <p>(6) 解体工事時の環境影響評価は、排出ガスに関する予測と評価のみの説明ですが、解体工事期間も予測・評価の対象に含まれるならば、ダイオキシン類を含めた大気汚染に係る6項目のモニタリングの実施を必ず行なって載せたいと思います。</p>	<p>工事中は、粉じんの巻き上げ防止対策として、地盤への鉄板敷設などの対策とともに、建物解体時の建物への囲いの設置及び散水の徹底等の対策に努め、一般粉じんの飛散を防止します。</p> <p>このことから、一般粉じんは予測・評価しておりません。</p> <p>解体工事に際しては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境に配慮した粉じん対策とすることを入札手続にて配布する仕様書に記載します。</p> <p>また、実際の施工においては、建設工事の施工者が決定した後、施工計画書を提出させ、当組合が承諾してから工事に着手します。</p> <p>なお、解体工事や建設工事に着手する前に施工計画等について住民説明会を開催します。</p> <p>焼却炉等のプラント設備については、解体する前には解体前清掃を行い、残っているごみや焼却灰などを除去してから解体工事を行います。</p> <p>このため、工事の施行中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスのみを予測・評価項目としています。</p> <p>なお、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月、東京都環境局）に基づき、解体工事の施工前・施工中・施工後に敷地境界の大気中のダイオキシン類の調査を行います。調査結果については、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせて、その内容を明らかにします。</p>

騒音・振動

住民の意見	事業者の見解
<p>(1) 既存建物解体に関して、騒音や粉塵対策については記載がありますが、振動対策に関する配慮が盛り込まれていません。当該計画地は荒川流域にあたり、地盤状況は極めて悪く、振動が伝搬しやすい地盤性状となっております。その点を考慮して、解体時に破砕機（ニブラ等）で掘込んで揺さぶる等の際に、大きな振動が発生するであろうことが容易に予想されることから、そうした安易な解体工法を用いたように、解体工事の特記仕様書、若しくは建設工事に解体工事が含まれる場合はその工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して載せたいと思います。</p> <p>(2) 解体工事期間中も、敷地境界上の点だけでなく、実害が及ぶ複数地点（概ね5地点程度）とし、場所は住民と協議にて決定）にて振動計を設置（伝搬による増幅を考慮）してモニタリングし、住民の許容感覚を上回らないように施工管理を行うように、解体工事の特記仕様書、若しくは建設工事に解体工事が含まれる場合はその工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札を行うように配慮して載せたいと思います。</p> <p>(3) 説明会で配布された資料（表8-3-38）は、振動の予測評価であるにも関わらず、表中の項目欄は「騒音レベル」と記載されており、騒音と振動を混同しているように見受けられます。報告書の中に、こうした初歩的なミスがあることも、関係者の関心の低さを露呈しているのではないかと推察せざるを得ないところです。</p> <p>また、振動レベルの72dBは、屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、眠っている人が目を覚ますだけでなく、中には恐怖感を覚える人もいられる震度であることを申し添え、高齢者が多いこの地域の特性をよくよく配慮致しますようお願いいたします。</p>	<p>現地調査を基に地盤特性を考慮した予測条件としていきます。</p> <p>発注に当たっては、本評価書の予測結果を上回らないよう配慮します。</p> <p>工事による影響が明確となる地点として、敷地境界の測定とします。</p> <p>なお、工事の施工に当たっては、建設機械の配置を1か所に集中（稼働）させずに分散させることなど配慮します。</p> <p>評価書案の記載については、評価書にて訂正します。</p> <p>工事に際しては、周辺環境に配慮して工事を行います。</p>

6.1 都民の意見書と事業者の見解

土壌汚染

都民の意見	事業者の見解
(1) コンクリート槽で封じ込めていない部分に関しては、敷地の地下水位が高いことから、結局は周辺地盤へ滲出ししてしまうこととなります。 後述する止水時には上流からの流出の可能性も否定できません。また、コンクリート槽も土中であっても長期的には腐食、破損する以上、汚染リスクは解消されません。後編の愛いをなくし、安心安全に暮らせる環境を次世代に引き継ぐ意味からも、今回の工事で撤去処分をして戴きたいと思えます。	汚染土壌の封込め槽は、鉄筋コンクリート槽以外でも、鋼矢板及び防水シート等による遮水対策を施しており、地下水位の影響はありません。薬剤による不溶性処理をした上で封じ込めております。 今後、封込め槽の健全性については、近傍の地下水の定期測定により確認してまいります。

地盤・水循環

都民の意見	事業者の見解
(1) 北清掃工場は荒川沿川の低平地であり、予測しえない地盤沈下や地下水の変動が起きる恐れは否定できない。しかし、被害が発生しても本事業との因果関係はすぐには解明できない。電波障害と同じように、直接的な因果関係がわかりにくい地盤及び水循環についても「苦情対応」を必ず行なって頂きたい。 (2) 敷地に限らず、この地域は地下水位が高く、山留にSM工法を用いても、完全に根切底等からの湧水がないとは言いがたい。施工後、後になつてデザインフェルや察場排水を行う可能性が予測されます。このため、周辺の地盤沈下予測と計測等の実施や沈下が生じた場合の対策や補償などについて予め住民に説明し、建設工事の工事発注図書の特記仕様書に盛り込んだうえで、工事施工者入札のように配慮して戴きたいと思えます。	被害が発生した場合、因果関係を調査し、対応してまいります。 地下水位についても、周辺環境に影響がないように十分配慮して工事を行ってまいります。周辺の地盤沈下等の影響については、敷地境界において測量を定期的に実施します。なお、工事開始前には、家屋調査を行い、調査範囲については、今後、開催する解体工事説明会にてご説明いたします。

景観

都民の意見	事業者の見解
(1) 地域景観の構成要素 (図8.9-3) は日影に配慮すべき公園緑地と同じ場所を引用しているが、北区では区民参加により北区景観百選を選定している。地域景観の構成要素には1500m圏の北区景観百選を選定された場所を追加し、北区景観百選のうち北清掃工場が眺望できる場所については、写	北区景観百選は、選定された場所の景観を対象としており、選定された場所からの景観が対象ではありません。なお、北清掃工場も「北清掃工場と元気がらざ」として北区景観百選に選ばれており、計画段階において北区景観づくりに計画等、可能な限り配慮してまいります。

都民の意見	事業者の見解
真鍮影による眺望の変化の予測を行うべきである。	

史跡・文化財

都民の意見	事業者の見解
(1) 計画地内には鎌倉時代から存在すると言われる古道 (王子～岩淵) の一部があり、本事業及び都市計画変更によってこれが封鎖される。従って、史跡・文化財を予測評価項目に選定し、適切な対策を講じるべきである。	埋蔵文化財については、北区教育委員会に相談・照会を行ってまいります。

温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
(1) 温室効果ガスは工事後の施設の稼働だけでなく、工事用車両の走行やごみ収集車両等の走行によっても排出されるため、これらも予測評価の対象とすべきである。	工事用車両については、建設工事の施工者が決定していないことから、詳細な施工計画が未定であり、走行距離などが不明なため、予測・評価を行うことができません。ごみ収集車両等については、収集・運搬事業は23区が実施しているものであり、清掃一組には管理・抑制することができません。このことから、工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う温室効果ガスについては、予測・評価対象としておりません。 なお、工事用車両及びごみ収集車両等については、九都県市 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市) が指定する低炭素 (低燃費) 性能を備えた車両を優先使用します。

全般

都民の意見	事業者の見解
(1) M6強の大地震が首都圏を襲うリスクは高まってきたおり、建物やプラント部分は耐震構造になっていったとしても、インフラ (電気・ガス) が途絶した場合のバックアップは72時間の非常設備では不十分です。高温での燃焼処理が続き、規定値以下の有害物質の処理ができないおそれ、大きい施設であることを考慮し、最低でも、定格での燃焼処理が完全に完了するまでのバックアップができるようにするのは当然として、想定外にも対応できるように、最低72時間は非常が運転できるようにインフラ容量を見直して計画に反映することを検討して戴きたいと思えます。	非常用発電機装置は、停電時においても、焼却炉を安全に停止するために必要な電源を確保する設備としてまいります。

6-1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見	事業者の見解
<p>都民や周辺地域全域全体の住民の健康を守る上で、この点は極めて重要と思われれます。</p> <p>(2) 他の山の手地域に建つ清掃工場と違っていて、このエリアは荒川氾濫時には水没することが明らかであることから、洪水に対してでもグラウンド部分が水没しないように、十分な設計上の配慮が必要です。灰パンカ部の高湿度タイオキシン類が流失してしまつたら、広域にわたって取り返しがつかない汚染が生じることになることを、よくよく考慮して載せたいと思います。</p> <p>具体的に、ゴミ投入口の防水堤だけでなく、投入口自体を浸水想定水面より高い位置に持つていくことや外壁に設けられる吸排気ガラリの設置高さの検討、人の出入りする扉部分の防水対策、窓などの脆弱部分からの浸水対策（東日本大震災の際には、窓ガラスが水圧や流出物により容易に破損し、そこから建物全体が水没していた事実）などを十分配慮した設計として載せたいと思ひます。</p> <p>また、説明会での質問では、まだ設計に反映可能との回答を載れていますので、具体的にどのよう設計に反映されるのかを回答載せたいと思ひます。</p> <p>(3) 今回の説明会において、全覆いテナントが採用できない理由を敷地の形及び解体対象建物の変形していること、東京都の下水管が埋まっていること上部に全覆いテナントの基礎を作ることが出来ないこと、地下部分が深いことこの3点を挙げており、それらは技術的にクリアできる可能性が十分にあり、その時は「できるかどうか」の当方からの間に対して、「費用がかかること」とと煙突解体との兼ね合いで、大幅に工期が伸びるので、やろうと思えばできるが、今回は全覆いテナントは採用するつもりはないとの回答でありました。</p> <p>住民の健康を最優先に置いて、公害防止協定の精神を全く無視した回答は住民の命よりお金の方が大事だと言っているようにか聞こえます。</p> <p>百歩譲って、全覆いテナントを使用しない場合、全覆いテナントに準じる工法として、当方からも提案している煙突解体に採用されているワイヤーロープ工法を本体建物解体にも全面採用するよう要求しております。住民説明会では一組からだけではワイヤーロープについての説明がなかったため、追求したところ</p>	<p>発電設備を2階以上に設置する対策を講じる計画としています。</p> <p>その他、建物内への浸水を防ぐため、グラウンドホームの1m程度の嵩上げ及び防水扉の設置などの浸水対策や工場棟内からの逆流を防止するなど、対策を施します。</p> <p>工場棟の解体工事に全覆い仮設テナントを設置することは、技術的な課題があり、現状では設置は困難と考えております。</p> <p>今後も、技術的な進捗を注視し、設置に関する課題を解決できるよう検討していきます。</p> <p>ワイヤーロープ工法等の従来工法については、ワイヤーロープ工法に限定せず、よりよい解体工法を今後も検討していきます。</p> <p>発生騒音の予測は、建設機械35台が一斉に稼働した、騒音（建設機械から10m）を予測したものです。</p> <p>したがって、工事期間中は、敷地境界までの距離により、騒音の減衰が見込まれ、敷地境界において100dBを示すことはありませぬ。</p> <p>工事の施工に当たっては、環境保全の措置として、建設機械自体も低騒音型を取り入れ、なるべく建設機械の配置を1か所で集中稼働を極力避けるよう配慮します。</p> <p>また、振動についても同様に敷地境界において常時80dBを示すことはありませぬ。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>ろ、途中からワイヤーロープ工法を一部取り入れることは認めましたが、努力目標として表現されておりませぬ。</p> <p>環境影響評価書案資料編の147ページ図8-3-1、月別発生騒音は27月目から42月目までほぼ100dBを示しています。つまり、15か月間続くこの騒音公害は明らかに公害防止協定違反になります。</p> <p>また、151ページ図8-3-2、月別発生振動は解体工事期間中の一時期を除いて、ほぼ80dBという高数値を示しています。実に10か月もの長期間、周辺住宅は常に振動を受け毎日地震が起こっている状態が続くのです。</p> <p>荒川流域であるこの敷地周辺は軟弱地盤であり、大型車が通行するだけでも家が地震並みに揺れるほどの実害が、現に旧赤羽中学校跡地活用の病院建設工事等において、発生しています。</p> <p>特に、解体工事での振動や杭打ち時の発生振動を考えると、不安でなりません。</p> <p>改善する方法があるにも拘わらず、金銭や工期の問題で、回避しようとしている一組に対して、私たちは、この地にゴミ焼場を強引に造ったときの反対運動や住民が協定書を引き換えに和解という苦渋の選択をしたことを考え、もう一度原点にかえり、真の住民最優先の事業を実現することを強く望みます。</p> <p>(4) 北清掃工場の敷地北側には、都市計画道路補助86号線が事業化されており、約10年後の竣工時には補助86号線が開通している可能性がある。補助86号線は北清掃工場周辺の土地利用や自動車交通に影響を与え、特に大気汚染、騒音・振動、風環境、景観、温室効果ガスの各項目については、道路と北清掃工場の複合影響により、今回の評価結果よりも悪化すること懸念される。工事の完了後の予測評価にあつては、補助86号線が開通した場合複合影響も対象とする必要がある。</p> <p>(5) 準備工事における仮囲いは、防音パネルと部分的な全覆い仮設テナントとされているが、他の清掃工場で行われているような全覆い仮囲いの反復とする代替案を検討し、本計画の仮囲いで施工した場合との環境影響の違いを比較評価すべきである。</p> <p>(6) 北区基本計画、北区都市計画マスタープラン、北区一般廃棄物処理基本計画は</p>	<p>本事業における工事用車両及びゴミ収集車両等は、基本的に北本通りから搬出入を行い、予定道路（補助86号線）を搬出入で走行する予定はないため、予測・評価していません。</p> <p>工事の完了後の事後調査では、補助86号線が開通していた場合は、補助86号線による影響を含めた大気汚染等の状況を確認することとなります。</p> <p>工場棟の解体工事に全覆い仮設テナントを設置することは、技術的な課題があり、現状では設置は困難と考えております。</p> <p>工事に当たっては、よりよい解体方法を今後も検討しています。</p> <p>北区の計画等を配慮していきます。</p>